

第 382 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 382 回三木市議会定例会（令和 6 年 6 月 3 日開会）に提出する議案 6 件（条例関係 2 件、補正予算関係 1 件、その他 3 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 41 号議案 三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（介護保険課）

ア 改正理由

介護保険法の改正により居宅介護支援事業者も市からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになったことを受け、事業者指定申請の審査に係る手数料を設定する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査手数料

1 件につき 14,000 円

(イ) 介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料

1 件につき 7,000 円

ウ 施行期日

令和 6 年 7 月 1 日

(2) 第 42 号議案 三木市文化会館条例及び三木ホースランドパーク条例の一部を改正する条例の制定について（文化・スポーツ課、生涯学習課）

ア 改正理由

令和 4 年 9 月に策定した「三木市使用料・手数料の見直し方針」に基づき、指定管理者導入施設の使用料の見直しを行うことから、三木市文化会館条例及び三木ホースランドパーク条例を改める必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 三木市文化会館条例

施設利用料金を下記のとおり改定する。

施設名称	利用区分	利用時間	現行	改正後
大ホール	平日	9：00～12：00	40,400 円	48,400 円

		13：00～17：00	59,400 円	71,200 円
		18：00～22：00	71,500 円	85,800 円
		9：00～17：00	93,800 円	112,500 円
		13：00～22：00	119,700 円	143,600 円
		9：00～22：00	151,900 円	182,200 円
	土曜日、 日曜日及 び休日	9：00～12：00	48,500 円	58,200 円
		13：00～17：00	71,300 円	85,500 円
		18：00～22：00	85,800 円	102,900 円
		9：00～17：00	112,500 円	135,000 円
		13：00～22：00	143,600 円	172,300 円
		9：00～22：00	182,300 円	218,700 円
小ホール	平日	9：00～12：00	16,200 円	19,400 円
		13：00～17：00	23,800 円	28,500 円
		18：00～22：00	28,600 円	34,300 円
		9：00～17：00	37,500 円	45,000 円
		13：00～22：00	47,900 円	57,400 円
		9：00～22：00	60,800 円	72,900 円
	土曜日、 日曜日及 び休日	9：00～12：00	19,400 円	23,200 円
		13：00～17：00	28,500 円	34,200 円
		18：00～22：00	34,300 円	41,100 円
		9：00～17：00	45,000 円	54,000 円
		13：00～22：00	57,400 円	68,800 円
		9：00～22：00	72,900 円	87,400 円
リハーサル室		9：00～12：00	2,000 円	2,400 円
		13：00～17：00	3,700 円	4,400 円
		18：00～22：00	5,000 円	6,000 円
		9：00～17：00	5,400 円	6,400 円
		13：00～22：00	8,200 円	9,800 円
		9：00～22：00	9,500 円	11,400 円
展示室		9：00～12：00	1,800 円	2,100 円
		13：00～17：00	3,300 円	3,900 円
		18：00～22：00	4,500 円	5,400 円
		9：00～17：00	4,900 円	5,800 円
		13：00～22：00	7,400 円	8,800 円
		9：00～22：00	8,600 円	10,300 円

練習室	第 1 練習室	9 : 00～12 : 00	1,900 円	2,200 円
		13 : 00～17 : 00	3,500 円	4,200 円
		18 : 00～22 : 00	4,800 円	5,700 円
		9 : 00～17 : 00	5,200 円	6,200 円
		13 : 00～22 : 00	7,800 円	9,300 円
		9 : 00～22 : 00	9,000 円	10,800 円
	第 2 練習室	9 : 00～12 : 00	1,200 円	1,400 円
		13 : 00～17 : 00	2,200 円	2,600 円
		18 : 00～22 : 00	3,000 円	3,600 円
		9 : 00～17 : 00	3,300 円	3,900 円
		13 : 00～22 : 00	4,900 円	5,800 円
		9 : 00～22 : 00	5,700 円	6,800 円
大ホール 楽屋	第 1 楽屋	9 : 00～12 : 00	600 円	700 円
		13 : 00～17 : 00	1,100 円	1,300 円
		18 : 00～22 : 00	1,500 円	1,800 円
		9 : 00～17 : 00	1,600 円	1,900 円
		13 : 00～22 : 00	2,500 円	3,000 円
		9 : 00～22 : 00	2,900 円	3,400 円
	第 2 楽屋	9 : 00～12 : 00	600 円	700 円
		13 : 00～17 : 00	1,100 円	1,300 円
		18 : 00～22 : 00	1,500 円	1,800 円
		9 : 00～17 : 00	1,600 円	1,900 円
		13 : 00～22 : 00	2,500 円	3,000 円
		9 : 00～22 : 00	2,900 円	3,400 円
	第 3 楽屋	9 : 00～12 : 00	1,100 円	1,300 円
		13 : 00～17 : 00	2,000 円	2,400 円
		18 : 00～22 : 00	2,800 円	3,300 円
		9 : 00～17 : 00	3,000 円	3,600 円
		13 : 00～22 : 00	4,500 円	5,400 円
		9 : 00～22 : 00	5,200 円	6,200 円
	第 4 楽屋	9 : 00～12 : 00	1,600 円	1,900 円
		13 : 00～17 : 00	3,000 円	3,600 円
		18 : 00～22 : 00	4,000 円	4,800 円
		9 : 00～17 : 00	4,400 円	5,200 円
		13 : 00～22 : 00	6,600 円	7,900 円

		9：00～22：00	7,600 円	9,100 円
小ホール 楽屋	第5 楽屋	9：00～12：00	900 円	1,000 円
		13：00～17：00	1,700 円	2,000 円
		18：00～22：00	2,300 円	2,700 円
		9：00～17：00	2,400 円	2,800 円
		13：00～22：00	3,700 円	4,400 円
		9：00～22：00	4,300 円	5,100 円
		第6 楽屋	9：00～12：00	1,300 円
	13：00～17：00		2,400 円	2,800 円
	18：00～22：00		3,300 円	3,900 円
	9：00～17：00		3,500 円	4,200 円
	13：00～22：00		5,400 円	6,400 円
	9：00～22：00		6,200 円	7,400 円
特別会議室 ↓（名称改正） ふれあいホール		9：00～12：00	4,400 円	3,700 円
		13：00～17：00	8,200 円	6,800 円
		18：00～22：00	11,000 円	9,200 円
		9：00～17：00	12,000 円	10,000 円
		13：00～22：00	18,100 円	14,700 円
		9：00～22：00	20,900 円	17,500 円
和室	第1 和室	9：00～12：00	800 円	900 円
		13：00～17：00	1,500 円	1,800 円
		18：00～22：00	2,000 円	2,400 円
		9：00～17：00	2,200 円	2,600 円
		13：00～22：00	3,300 円	3,900 円
		9：00～22：00	3,800 円	4,500 円
	第2 和室	9：00～12：00	400 円	400 円
		13：00～17：00	700 円	800 円
		18：00～22：00	1,000 円	1,200 円
		9：00～17：00	1,100 円	1,300 円
		13：00～22：00	1,600 円	1,900 円
		9：00～22：00	1,900 円	2,200 円
附属設備		別に規則で定める額		

(イ) 三木ホースランドパーク条例

使用料を下記のとおり改定する。

宿泊施設等	現行	改正後
洋室大	22,000 円	28,600 円
和室大	22,000 円	28,600 円
大集会室	1,650 円	2,140 円
研修室大	1,100 円	1,430 円
研修室小	330 円	420 円
図書コーナー	440 円	570 円
和会議室	330 円	420 円
キャンプセンター和室	330 円	420 円
キャンプセンター工作室	1,100 円	1,430 円
キャンプサイト	1,650 円	2,140 円

ウ 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

2 その他

- (1) 第 43 号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について(総務課)
- (2) 第 44 号議案 兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の変更について(医療保険課)
- (3) 第 45 号議案 工事請負変更契約の締結について(財政課)

3 補正予算関係 【別添「令和 6 年度 6 月補正予算(案)の概要」参照】

- (1) 第 46 号議案 令和 6 年度三木市一般会計補正予算(第 1 号)

令和6年度6月補正予算（案）の概要

地域による廃校利活用に必要な校舎の改修工事や設計業務のほか、带状疱疹ワクチンの接種や1か月児健診の費用に対する助成など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会 計 名 (補正号数)	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計 (第1号)	39,050,000	73,887	39,123,887

2 補正予算（案）の主な内容

(1) 廃校利活用による旧志染中学校の改修等

2,750 千円

[総合政策部 企画政策課]

地域による廃校利活用の取組を支援するため、旧志染中学校については建築基準法上の用途変更に必要な改修工事（誘導灯、非常用照明設置など）、旧星陽中学校については同法上の用途変更手続き及び工事に係る設計業務を実施します。

(2) 带状疱疹ワクチンの接種費用を助成【県補助】

2,450 千円

[健康福祉部 健康増進課]

带状疱疹の発症及び重症化予防を目的に、带状疱疹ワクチンの接種費用を助成します。

助成対象者	助成額	助成対象接種期間
接種日における年齢が満50歳以上の市民の方	上限4,000円	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日

(3) 1か月児健診費用を助成【国補助】

960 千円

[健康福祉部 健康増進課]

子育て世帯に対する新たな支援として、1か月児健診の費用を助成します。

この事業は、妊娠期から子育てまで一貫して困りごとの相談に乗る「伴走型支援」の一環として実施し、出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備します。

助成対象者	助成額
令和6年7月以降に出産し、1か月児健診を受診される方	上限4,000円

(4) 地域農業の担い手による機械・施設の導入を支援【県補助】 14,687 千円

[産業振興部 農業振興課]

生産コストの低減や農地利用の効率化のための機械や施設の導入に補助金を交付し、地域の農業の担い手を支援します。

(単位：千円)

補助金名	支援対象	補助率	補正額
集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金	1 件	1/2	1,572
農地利用効率化等支援交付金	1 件	3/10	2,610
新規就農者育成総合対策事業補助金	3 件	3/4	10,505

(5) コミュニティ助成金により屋台太鼓の新調を支援 2,500 千円

[教育総務部 文化・スポーツ課]

宝くじの収益金の一部を財源とした一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用し、城山町公民会による屋台太鼓の新調を支援します。

(6) その他の補正 50,540 千円

(単位：千円)

内 容	補正額	所管課名
生活保護システムの改修 【国補助】	900	健康福祉部 福祉課
児童手当給付システムの改修 【国補助】	11,000	健康福祉部 子育て支援課
母子家庭等福祉医療事業に係るシステムの改修	500	健康福祉部 医療保険課
高規格救急車の整備	38,140	消防本部 救急救助課